

# 占領期日本における大麻規制の移入過程

—GHQ/SCAP 資料に基づく批判的検討—

The Process of Transferring Marijuana Regulations in Occupied Japan:  
Critical review based on GHQ/SCAP documents

山本 奈生・武田 惇志

## 要 旨

本稿は占領期日本でどのようにして大麻所持への厳罰化と一部の栽培等免許制を認める「大麻取締規則」「大麻取締法」が制定されたのかを、GHQ/SCAP の公衆衛生福祉局による資料から明らかにしようとするものである。もともと占領直後に出された指令では、大麻は他の薬物と同じく「麻薬」とされ、栽培も原則禁止とされていた。それがどうした議論を経て、栽培等免許を認める制度に至ったのかが大きなテーマである。

資料調査から分かったことは、米国連邦麻薬局から派遣された麻薬取締官と公衆衛生福祉局は、日本側から複数受けていた栽培許可の陳情を拒否し、一貫して禁止を主張していた。しかし、戦後の「物資不足」を懸念する GHQ/SCAP の他部局が介入し、両者の妥協点として現行「大麻取締法」の原型となる指令が発出されたということである。

本稿は戦後日本で何か具体的な「大麻問題」が先にあったのではなく、占領政策としては戦中日本の「阿片問題」がまず念頭におかれ、付随的に大麻規制政策が移入してきたことを論証する。近年、多くの諸国で大麻厳罰化政策が見直されつつある中、日本ではどういった経緯で現行法にある「個人への厳罰化」が定位され、現在に至っているのかを再認識する必要がある。

キーワード：大麻取締法、大麻取締規則、占領史、公衆衛生福祉局、批判的犯罪学

## 1. はじめに

### 本稿の目的

現在国際的に見れば、大麻に関する刑罰制度は大きく変容しつつある。国や州によって様々であるが、アメリカの保守的な中・南部諸州を除いた北米圏と、欧州圏、またタイや豪州など多くの地域で少量所持には非犯罪化や合法化の傾向が見られ、罰金刑などへ代替する減刑の動向も広がっている。これに対して、現代日本で

は所持罪を柱としてきた大麻取締法に「使用罪」を付記しようとする「検討会」が、2021年より厚労省監視指導麻薬対策課の主導によって進められてきた<sup>1)</sup>。

国際的環境が変化しつつある中で、日本の大麻規制は個人への厳罰化を自明とする姿勢をより強化し、「医薬品用途」や繊維栽培では限定された免許制度を一部変更しつつある。この状況について考えるためには、まずもって戦後日本の大麻規制がどのようにして米国から「移入」されてきたのかを、定位しておかなければ

ならない。

本稿の目的は、「大麻取締法」およびその前身「大麻取締規則」では、どうして個人所持への厳罰化が明記され、同時に繊維栽培等では免許制が取られたのかを、「間接統治」の占領期GHQ/SCAP (General Headquarters, Supreme Commander for the Allied Powers: 以下 GHQ/SCAP) が残した原資料に基づいて論証することにある。

戦後日本の大麻所持への厳罰規制は、1948年の「大麻取締法」(現行法)によって長らく行われてきた。単純所持を規制する一方で、栽培・研究者の免許制を認めるとした現行法の原型は、前身にあたる「大麻取締規則」(47年厚生・農林省令第一号)によって既に定められていた<sup>2)</sup>。しかしながら占領直後1945年10月の指令(SCAPIN-130)では、大麻栽培は認可されず、原則全ての「阿片、コカイン、モルヒネ、ヘロイン、マリファナ」が麻薬と指定され、それら「麻薬および麻薬原料の栽培・製造は禁止」されていた(SCAPIN-130の第一、第四、第六項目)<sup>3)</sup>。それがどのような経緯で部分栽培が認可されるようになったのか、原資料に基づいた説明は十分なされていない。

### 筆者の企図と規範性

本稿の方法論は、資料分析を含む狭義の「占領史研究」にならざるを得ない。本稿は主にGHQ/SCAPの公衆衛生福祉局(Public Health and Welfare Section: 以下 PHW) が残した文書に基づき、事実判断には史料批判を踏まえた実証性を重視する方法でアプローチしようとする。一方で、筆者は歴史学者ではなく社会学の研究者と著述家である。

筆者の問題関心はあくまでも現在に向けられており、世界的な変化と日本の厳罰規制の異同を解明するために、始発点とみてよい占領期を対象化しているのである。そうすると、どうして筆者が現在の大麻政策に関心を持つに至った

のか、その規範的論点を予め記すことが必要であろう。

大麻に限らず「被害者なき犯罪」への刑罰規制は、人間の生をどのように国家が統治・規制するのかといった論点と不可分である。厳罰化を主張する人々が<sup>4)</sup>、「公共の福祉」を理由として刑罰を肯定したいのであれば、そこでどのような社会的「ハーム(harm:被害や痛み)」が具体的に観察され、個人を逮捕しなければハームを十分減らせないとだと論証するべきである<sup>4)</sup>。逮捕され収監される人々はただのコストではなく、平等な人権を有する人間だからである。

また現代的な犯罪学領域では、「批判的犯罪学(Critical Criminology)」が一定の存在感を有している。批判的犯罪学の議論では、そもそも刑事司法制度は不均等な権力性に基づいて産出され、犯罪カテゴリーは恣意的に用いられてきたと指摘される。どうして政財界が汚職や公害など重大な社会的ハームを産出することがあっても刑務所制度の枠外におかれがちであり、どうして刑務所に送られる人々の多くは社会的に不利な状況におかれた人々であるのかを、批判的犯罪学は問題としてきた。

山本奈生は批判的犯罪学における「不均等な権力性」の問題提起と、不利な立場におかれた「ストリートの人々の視点」を重視して、米国や日本の大麻規制の文脈と抵抗を論じた(山本2021)。本稿の規範的立場は同書の延長線上に置かれるものである。そのため、本稿の問題設定は、どうして現代日本ではかつて移入された大麻厳罰化が自明視されがちで、これと別に一部で「大麻繊維は日本の伝統」だとするようなナショナリズム言説も残存してきたのか、そして「ストリートの喫煙者(刑罰による他者化)」「一部の栽培認可(伝統性による正統化)」「限定的な医薬品利用(製薬会社の特許)」の三者に、「大麻がひきさかれつつあるのか」を歴史的見地から捉えようとするものである。社会的

ハームの産出と観察は権力性と不可分であるから、どのような文脈で誰のハームが過大・過小評価されがちであったのかに留意する必要がある(山口 2021)。

そうすると本稿は資料調査の結果に基づいて、解釈としては「大日本帝国期のヘゲモニーと麻薬問題」から「米国の覇権主義」そして、必ずしも一枚岩ではない GHQ/SCAP の統治方針としてあった「覇権主義的な国際政治と官僚制の動向」と「民主的な福祉国家を志向する中道左派」の緊張関係といったキーワードを扱うことになるだろう。

道場親信は一面的な「占領」理解としてある、「(米国に)押し付けられた」とするナショナリズム的戦後史の解釈を表層的だと批判した。道場は帝国期と戦後の連続性を歴史的奥行きとして見いだしながら、空間的配置としては日本を含む東アジア諸国と米国の関係性を冷戦構造の力学として論じ、戦後日本の「民主化」が日米の「合作」であったことを指摘した(道場 2005/2021: 21)。微細で一見すると取るに足らない本稿のテーマは、こういった「戦後日本の民主主義とは何だったのか」を問う論点を念頭においている。

## 2. 先行研究の概観

### 帝国日本の麻薬と大麻

医学的に狭義の「麻薬(阿片, モルヒネ, ヘロインなど)」と、大麻や LSD, コカインなどの物質は各々作用としても文化史としても異なっているが、戦前から占領期には一括りに「麻薬(Narcotics)」とされがちであった。そして、帝国日本は「万国阿片条約」(1912年)の流れを受け、1930年に「麻薬取締規則」で大麻も含む「麻薬全般」を一応規制したのだが、それが特に阿片政策に関して形式的なものであったことは、複数論者が指摘するところである。

倉橋正直の研究では、大日本帝国が国策として芥子栽培を奨励し、朝鮮半島と満州を經由して中国へ阿片系薬物の輸出を行った「阿片帝国」であったことが論証されている(倉橋 2005, 2008)。また江口圭一も同様の論点を満州国関連の資料から実証した(江口 1988)。満州事変後、大政翼賛会へ向かう帝国日本は、商品作物として芥子と阿片を利用した「麻薬大国」だったと評され、国際条約に違反する物品は特に中国に向けて搬出された点において、日中戦争が「二度目の阿片戦争」としての性質も帯びることになったのは、麻薬関連の歴史研究では知られた事柄である。実際、戦中国内での麻薬管理が緩慢だったことは、戦後直後の東京都薬務課長(厚生技官)の竹内甲子二が次のように記していたのを筆者も見つけた。

「(麻薬取扱いについて)今迄は斯うした手続のことなどは従来国内法規では割合に軽く見られて居りました。どうもさう云う手続を怠つて居つても一本始末書を出せばそれで宜い(中略)、どうも斯うした手続は今迄は十日が二十日にならうが、大したことはなかつたのでありますが、連合軍の御考では非常に厳しい」(竹内 1946: 27)。

まず帝国日本が阿片系統の麻薬を国策として栽培、製造、輸出していたことは事実であり、往時から問題視されていたこの点を念頭に置いて戦後 GHQ/SCAP と連邦麻薬局(Federal Bureau of Narcotics: 以下 FBN)の H. アンズリンガー長官は、大麻よりも阿片系の問題を重視していたとしばしば指摘される(Friman 2007: 91-93)。

また現代的な医学史研究として、宮地天平らは占領期の GHQ/SCAP 指令を年代別に検討し、どのようにして医療研究許可が48年の「大麻取締法」に反映されたのかを、主に SCAPIN の変遷に基づいて論証した(Miyaji et al, 2016)。この研究は本稿が扱う資料と一部重なるデータを用いた研究として参考になる

が、本稿のように内部文書の微細なリアルタイムの変化を扱ったものではない。

次に、帝国日本の大麻は「麻薬」としてではなく、実質的には「万世一系」の天皇を象徴する聖なる植物であったことは、ジョン・ブリーンの研究で詳述されている（ジョン・ブリー 2018）。伊勢神宮の「神宮大麻札」に概念として象徴化されてきた通り、大麻は国家神道において特別な地位を有する聖なる植物として扱われてきた。帝国日本では、ドラッグとして的大麻は行政当局や公論からあまり認識されておらず、大麻といえば繊維作物および「あの神宮大麻」の神聖性と結びついてきた<sup>5)</sup>。

一方で、米国やカナダでは1920年代以降にドラッグとして的大麻(Marihuana)が注目され、30年代には黒人文化への差別とも相まって「新しいドラッグの危機」だとされたことは、往年のジャズ奏者やH. S. ベッカーなどが古くから論じてきた事柄である(Becker 1973=2011)。FBNが主導した「マリファナ税法(Marijuana Tax Act 1937)は、全米での大麻規制を行うものであった。

### 占領期の公衆衛生福祉局 (PHW)

「占領史」研究は、70年以降になされた竹前栄治の諸研究が嚆矢だとされ、現在に至るまで膨大な研究蓄積があるため、網羅的に紹介することは妥当ではない(竹前 1992)。本稿の問題関心や方法論と関連するものを以下に記す。基礎的論点としてGHQ/SCAPの統治方針は一つのものではなく、内部的な対立と緊張関係があったことは知られている。まず民主化を重視する「民生局」などニューディーラー的官僚が多く参与する方針があり、次に軍関係者の多い参謀本部が強硬なタカ派路線であった点は、本稿のテーマと関連する(福永 2014: 158)。

PHWは日本の旧厚生省に対応する組織であり、竹前による翻訳で回顧伝も広く知られるC. F. サムス准将を局長とした。PHWは戦後

日本の福祉政策、公衆衛生政策、医学や看護学領域の制度改革を担当したため、医学史や看護学史、公衆衛生の政策史などで多くの研究がある。例えば三浦正行は給食制や「健康教育」など公衆衛生分野に着目した実証的研究を行い、杉山章子は「医療改革」に焦点を当てた(三浦 1995)(杉山 1995)。また日独の通商政策と麻薬問題を論じた熊野直樹は、占領史にも相当する分野で阿片とコカについて触れている(熊野 2020)。

一方でPHWが担ってきた大麻政策に関しては、これまで注目されることが少なかった。戦後日本の大麻規制が、占領期に移入されてきたことは「ヒッピー世代」の昔からしばしば指摘され、最近では佐久間裕美子や大麻博物館などによる一般書でも言及されてきた(佐久間 2019)(大麻博物館 2021)。大麻博物館は、SCAPIN-130に対して日本側から繊維栽培の許可要望が出されていたことや初期的な京都での大麻栽培摘発に言及しているが、原資料の変遷を追った研究ではない。また価値判断として、大麻博物館などに見られるGHQの政策に対して「日本人が農作物を守ろうとした」とする言説は、先述したような帝国日本における天皇制の象徴として「神宮大麻」があった事実は問題視せず、むしろ伝統性と天皇を肯定的に評価する位置から「農作物として的大麻」を論じている点は興味深い<sup>6)</sup>。

なぜなら「農作物として的大麻」を「ドラッグとして的大麻」から分離して、前者をナショナリズム言説と併せて語り、後者には規範的に抵抗しないことでむしろGHQ/SCAPの方針を追認しているように見えるからである。この傾向は皇學館や竹田恒泰、神社関係者が多く参与する「伊勢麻」振興協会ではより明確である<sup>7)</sup>。

### 3. 研究方法と主な担当者

#### 研究方法

本稿では主に PHW「供給課 (Supply Division)」が記した内部文書の分析から、経時的に大麻栽培の禁止命令がどのようにして部分認可されたのかを論証する。占領期の麻薬政策は「供給課」に配置された麻薬取締官が担っており、PHW が関与して出された大きな「指令 (SCAPIN)」は国会図書館デジタルコレクションと竹前が整理した『GHQ 指令総集成』に見ることができる。これらは折衝を経て決定された事項を日本側に指示するものだから、公式の大枠指令だと言っていい。

これと別に、PHW に限らず各部局には膨大な内部文書が保管されており、今は米国国立公文書館に原本があり、マイクロフィッシュ化された写しを国会図書館憲政資料室で閲覧することができる。本稿では PHW による「年次報告書」「週刊広報 (Weekly Bulletin)」と、より細かな「日誌 (Daily Journals)」および日誌に相当する雑多な文書群がまとめられた「麻薬事案 (Narcotics Affairs)」のファイルを探索し、その中で全ての大麻関連語句が含まれるものを閲覧しようと試みた。

PHW の「週刊広報」や「日誌」に関する研究と整理は、杉田聡らの研究班による蓄積があり、本稿はこの資料研究に一部依拠してなされたものである。杉田は PHW の文書が「系統的には明らかにされていない」とした上で、「占領軍と日本側担当者との関係を、一方的に政策を押し付ける側とそれを無条件に受け入れる側と考えることはきわめて無謀な単純化」だと指摘した (杉田 2006: 78)。そしてリアルタイムでの政策形成過程を知ることができる「週刊広報」や「日誌」を体系的に解明する資料研究を行った。こうした資料調査に基づいた事例研究として例えば田中誠二らによるマリ

ア流行や天然痘対策に関する論文等があり、「週刊広報」の位置づけに関しても詳述されている (田中ら 2009, 2014)。

現在、「年次報告書」と「週刊広報」は米国国立医学図書館 (National Library of Medicine: 以下 NLM) が電子ファイルを年代ごとに分けて公開したデータベースがあるため、これらの閲覧は憲政資料室ではなく NLM の資料に基づいて行った。しかし詳細かつ膨大な「日誌」は電子化されておらず、杉田らの研究班が作成した日誌の表題一覧を閲覧させてもらい以下の語句と期間で探索し、マイクロフィッシュを憲政資料室にて複写した<sup>8)</sup>。

探索期間は 1945 年 10 月 (初期的な大麻を含む麻薬統制指令が出された) から、47 年 8 月 (同年 2 月の SCAPIN-3032-A で大麻栽培が認可された) までの期間で、「年次報告書」「週刊広報」「日誌」の表題に「Marihuana, Marijuana, Taima」が含まれるものを全件探索した。さらに「日誌」と類似するが別ファイルにまとめられた「麻薬事案」の中で、大麻関連の資料と認識できるものを確認した。筆者は、これらの英字タイプ原稿を再入力して時系列順で並び替え、全文邦訳を付した研究用ファイルを作成した。

#### SCAPIN と主な担当者

GHQ/SCAP が日本政府へ通達した指令文書は SCAPIN と総称され、これとは別のインデックス番号が振られた SCAPIN-A も存在する。本稿が念頭に置く指令として、まず 45 年 10 月 12 日の SCAPIN-130「日本における麻薬製品の管理と記録に関する件: Control of Narcotic Products and Records in Japan」があり、これは阿片系統の薬物規制を念頭に置いたものだが大麻も含まれ、全般的な薬物規制を指示するものであった。

部分的な大麻栽培を十二の都道府県で認め、免許制とする通達は 47 年 2 月 11 日に出された

SCAPIN-3202-A「繊維目的での大麻栽培に関する件：Cultivation of Marihuana (Cannabis Sativa L.) for Fiber Purposes」である<sup>9)</sup>。47年4月23日の官報にある「大麻取締規則」は、当該 SCAPIN-A を受けてなされたものである。

次に PHW における麻薬取締官 (Narcotic Control Officer, Supply Division) の位置づけを概観する。先述した通り麻薬政策は主に PHW の「供給課」内におかれた麻薬取締官が所管し、日本側担当は旧厚生省薬務課と麻薬課である。「日誌」の業務「覚書」(Memorandum for Record：以下覚書)には文書末尾に担当官名と役職が記されており、これらから麻薬統制は麻薬取締官のウェーランド・L・スピーア (Wayland L. Speer：発音法ははっきりせず、シュペーアが正しいかもしれない) が担っていたことは明らかである。他に麻薬取締補佐官としてアルバート・J・ステファン中尉 (Albert J. Stefan) と、ウィリアム・F・トゥレンガー (William F. Tollenger) がいる。

杉田らの作成した「日誌」表題集からみるとスピーアは45年10月には着任しており、48年からは独立した「麻薬課」の課長となっている(課長後任はトゥレンガー)。彼はその後日本側と折衝を交わして警察とは別となる麻薬部門の立ち上げを担ったのだから、戦後日本の「麻薬取締部」(いわゆる「マトリ」)の創始者といって良い。筆者が古書資料等から調べたところでは、日本側で対応した厚生省薬務課長は神谷秀夫(戦中は「大東亜戦争の完遂」を述べていたが、公職追放されなかった厚生事務官)であり、その後は里見卓郎(彼も戦中は「滅私敢闘の防空精神」と記した朝鮮総督府警務部「衛生試験所」の技官)となる<sup>10)</sup>。

スピーアについて分かることは乏しいが、D. バレンタインによる「知られざるアメリカのドラッグ戦争」報告によると彼はテキサスで連邦麻薬局に務めてから、四年間にわたって日本の

薬物政策に関与した、アンスリンガー連邦麻薬局長官の指揮下にあるエージェントである (Valentine, 2006)。またバレンタインによるとスピーア後任のトゥレンガーも FBN の関係者とされている。傍証事例として、アンスリンガーとスピーアは、麻薬政策に関する書簡をやりとりしていたことを、PHW 資料より筆者も見つけた<sup>11)</sup>。そうすると、戦後日本での「麻薬取締部」設立は、アンスリンガー長官の意向を受けたスピーアらが先導したものであり、戦後日本の麻薬や大麻規制は米国と直接のつながりを有したものである。

また PHW 時代にタイプストを務めたガス・ノブコの自伝に、偶然にもスピーアとトゥレンガーの来歴や風貌に関する記載があることを見つけた。ノブコによるとスピーアは「テキサスから来て、少し吊り目だが紳士的に振舞い、麻薬課の職員に対しては厳しい」人物であり、戦中は海軍日本語学校で語学を習得したとのことである (Nobuko, 2013: 79)。

#### 4. 年次報告書と週刊広報の検討

##### 年次報告の記載

まず PHW の施策概要が年次別に記された、『日本における厚生福祉』という報告書を見ていこう。発行元は GHQ/SCAP と PHW であり第一巻は48年12月に刊行され「45年から48年」までの期間を整理するものである。全十章のうち最後の章に「麻薬」報告が付記されており、大半が阿片などを念頭に置いた「麻薬政策改革」を紹介するものであった<sup>12)</sup>。

「降伏前の日本において(筆者補記：次段落の文脈上、国際条約として十分な履行ではないという意味で)、麻薬統制は全く行われてこなかった。満州、モンゴル、台湾、硫黄島、沖縄や中東などから輸入した阿片やココアの葉を原料とした麻薬生産が重視され、国際条約(万国阿片条約)により麻薬供給・流通を規制する取り

決めと、報告の義務を全く無視してきた」(PHW 1948: 215)。

このように同書はまず帝国日本の国際条約違反を指摘し、国策としてヘロイン記録は「実際の生産量の六分の一」しか記載されず、意図的に誤った書類が国際機関に提出されてきたとする。そして、国内的な麻薬管理や報告も大変曖昧で、「日本では医師も薬剤師はいくらでも麻薬を購入し、廃棄しても記録を取ることがないので、推定値に反映されていない」とした(PHW 1948: 215)。これらは江口や倉橋らの阿片研究が指摘した論点と近く、GHQ/SCAPとPHWはまず阿片系薬物を念頭においていたことが見て取れる(江口 1988)(倉橋 2008)。

そのため強い「改革」をGHQ/SCAPは求めており、過去三年間に法制定や制度改革を経て、48年末時点では麻薬政策が順調に機能しつつあると報告した。その中で大麻には二段落だけ、「経済的な必要性和麻薬の適正管理が著しく進展したために、麻薬統制施策に若干変更が加えられねばならなかった。47年1月、漁業用の網とロープの深刻な不足を解消するために、5,000ヘクタールを上限とする繊維目的での麻栽培が許可された。新しい大麻取締法では、大麻栽培の許可がなされている」と記されていた(PHW 1948: 218)。

また49年度の年次報告書では、少しだけ大麻の「不法栽培(適切な免許交付を受けなかった農家)」摘発者数に関する記述がある。「大麻取締法」が施行された直後の年代において、摘発者は69名であったと記録されていた(PHW 1949: 144)。

### 週刊広報の記述内容

「週刊広報(Weekly Bulletin)」は、PHWが一元的に府県軍政班に対して決定事項を通知するものであり、伝達に際して先に「日本の地方庁の職員が指令を受け取って」しまうことを防

止する官僚制の手続きのための媒体であった(Sams 1998 = 1986: 邦訳74)(田中ら 2014)。

「週刊広報」にはPHW各セクションの報告が簡潔に記載されており、「麻薬(Narcotics)」の項目も設けられている。筆者は「麻薬」項目の中で「大麻」語が含まれるものを探索したが、「年次報告書」と同じく、45年10月から長らく大麻に関する記述は見つけられなかった。筆者が見た範囲での初出は、46年11月17日～23日号にあり、これは単に茨城県視察に行った際、「ケシや大麻の生育は見当たらなかった」<sup>13)</sup>とするだけであった。まとまった記述が見られるのは、47年2月9日～15日号にある。ここでは大麻への言及から始まり、次のように記されている。

「繩用の繊維(cordage fibers)が非常に不足しているため、1945年10月12日のSCAPIN-130は、以下12県で繊維目的の大麻栽培・育成を許可するように変更された。青森、岩手、福島、栃木、群馬、新潟、長野、鳥根、広島、熊本、大分、宮崎、これら都道府県で生産許可された総面積は5,000ヘクタールであり、1946年の水準と同程度である。上記以外の県での生産は禁止されている」<sup>14)</sup>。

このように書かれ、続く段落では大麻栽培を認可するというSCAPIN-3203-Aが伝達されていた。以下は指令文書それ自体ではない「週刊広報」による要約紹介だが、指令原本と照らし合わせても趣旨は当然同じであり、文言の多くも重なっているため「週刊広報」の記載を記しておく<sup>15)</sup>。

1. 日本政府厚生省より免許交付もしくは許可を得ていないもの以外は、何人も大麻の所持、植え付け、生育または栽培が禁止される。
2. 大麻の譲渡は、日本政府の許可を受けた登録者間における種子及び苗の譲渡を除

き、すべて禁止される。

3. 免許交付されたもの及び許可されたものは、区画、農場数、総面積、栽培中の大麻数量、所定の期間中に入手又は処分された量が記録された報告書を日本政府に提出しなければならない。

4. 生産者は、栽培された所定の区画から成熟した茎のみを除去し、作物全体を回収することが求められる。ただし、日本政府の許可を得て、種子や植物を除去することができる。

5. 収穫された成熟した茎の量及び繊維総量の記録は、各生産者が保持し、日本政府に報告すること。

6. 大麻の定義は次のように修正される。大麻という用語は、成長しているか否かを問わず *Cannabis Sativa L.* のすべての部分、その種子、その植物の部分から抽出された樹脂、および当該植物による化合物、製造物、塩類、派生物、混合物、または調製物を意味する。ただし、当該植物の成熟した茎から生産される繊維、種子から作られる油または固形物、その成熟茎自体（そこから抽出される樹脂を除く）、繊維油または化合物、製造物、塩類、派生物、混合物または調製物、そして発芽不能な種子は含まれない。

以上の通り、「週刊広報」からは「経済的な理由」とは具体的に「繩用の繊維が非常に不足している」ことが分かるが、ここに至るまで PHW 内外の関係部署、また日本側とどのような折衝が行われたのかは確認できなかった。それは「週刊広報」が決定事項の伝達を重視する文書であるという性質上、当然のことである。そのため、筆者は細かな業務「日誌」の山に分け入っていくこととする。

## 5. 「日誌」等に見る大麻関連政策の変遷

### 初期的な大麻規制の推移

ここからは「日誌」と「麻薬事案」にある大麻関連記述に基づいて論述していこう。「日誌」は PHW 各部局内での記録であり、記録用の「覚書 (Memorandum for Record)」や「人事」「指示書や書簡」など多様な文書類が保管されている。これは膨大であり、「覚書」だけで 17,800 件程度の文書があるため、一見すると手の付けようもない<sup>16)</sup>。しかし、「覚書」については先述した通り杉田らの研究で、日時、表題、作成者名が付せられた一覧表があるため、「日誌」の「覚書」を中心に探索した。大麻関連の「覚書」一覧は「表 1」の通りである。

これとは別に、「麻薬事案」と付けられたファイルがあり、文書形式は「日誌」と同じものだが、PHW「日誌」とは違い省庁横断的で雑多な資料が別途保管されている。こちらは数百頁程度のファイルであったため、最初から目を通して大麻関連の資料だと認識できるものを全て探索した<sup>17)</sup>。結果として「日誌」「麻薬事案」は「週刊広報」と同じく、当初は阿片など帝国期日本の「麻薬問題」を念頭に記されていたことが分かった。大麻の論点は 45 年から 46 年秋頃まであまり言及されず、PHW の麻薬取締官はまず阿片等の問題に注力していたことが明確である。

大麻がしばしば話題にあがるようになったのは、46 年 10 月以降である。例えば、10 月 24 日「覚書」によると、22 日に現地中尉から麻薬取締官に電話があり、京都で見つけられた大麻について、現地日本人は厚生省から繊維用大麻を処分しなくて良いと聞いたと主張しているが、どうすべきかという案件があった。これに対して「麻薬取締補佐官」ステファン中尉名で、「繊維用の大麻はもう収穫されているはず」だから、残存しているものがあれば破棄して、



「今後繊維目的で大麻栽培が許可されるかどうか、近々情報が知らされる」と伝えられた<sup>18)</sup>。

元来大麻を含む「全ての麻薬原料」栽培の禁止（SCAPIN-130）は、45年10月に指令されたが、既に作付けされていた大麻を46年に刈り入れることはPHWも問題視していなかった。そのため「繊維用の大麻はもう収穫されている（だからそれは問題がないが、次年度以降は分からない）」としているのであろう。この時点で厚生省と現地農家、PHWなどの理解は錯綜していたことが推察される。

次に「覚書」ではなく長官宛の伝達に、衆院議員（日本民主党）の戸叶里子からPHWへ陳情があったことが46年12月11日に記されている。戸叶議員は大麻栽培の盛んな栃木県選出の議員であり、「1万6千軒の農家が大麻栽培で生計を立てている」ことを主張したとされる。これに対して、スピアは「農家にとって実際のところ大麻は数ある作物の一つに過ぎないため正しくない」とする否定的メモを付けながら、議員の陳情があったことをPHWのサムス長官宛てに送付した<sup>19)</sup>。

表 1. PHW 日誌の記録用覚書における大麻関連記載

文書日付	氏名	文書表題
46/10/15*	W. Speer	Cannabis Sativa L, Reported Grown in Japan for Hemp
10/24	A. Stefan	Growth of Marihuana in Kyoto Area
11/21	W. Speer	Recommendations Concerning the Productions of Marihuana (Cannabis Sativa L.) for Hemp in Japan
11/25	W. Speer	Conference Concerning Production of Marihuana (Cannabis Sativa L.) for Hemp in Japan
12/9	W. Speer	Conference on Marihuana and Other Fiber Crops in Japan
12/20	W. Speer	Cultivation of Cannabis Sativa L.—Japan
47/1/17	W. Speer	Report of Analysis—Cannabis Sativa
1/30	W. Speer	Cultivation of Marihuana (Cannabis Sativa L.) for Fiber Purposes
2/10	W. Speer	Cultivation of Marihuana (Cannabis Sativa L.) for Fiber Purposes
2/12	W. Speer	Hemp Planting in Tochigi Prefecture
2/24	W. Speer	Petitions for the Postponement of Prohibition of Hemp Planting
3/6	W. Speer	Draft of Marihuana Control Regulations
3/10	W. Speer	Areas Allotted for Hemp Production in Twelve Prefectures
3/14*	W. Tollenger	Prefectural Meeting of Representatives of the Twelve Prefectures Where Marihuana (Cannabis Sativa L.) will be Grown for its Hemo Fiber
3/18	W. Speer	Recommendation to Delete Article on Hemp from School Textbook
4/21	W. Speer	Registration of Farmers in Iwate Prefecture for Marihuana Production
4/24	R. Riordan	Request for Cultivation of Hemp in Fukui Prefecture

杉田（2013）の「覚書」表題整理結果である Excel を元に、大麻関連タイトルを抜き出した一覧表。筆者はこの後47年8月までの期間で資料にあたったが、5月以降は法令に大きな変化がなく、定時連絡が中心であったことが確認できたため本表には含めていない。また、「覚書」はマイクロフィッシュ内で必ずしも時系列に並べられておらず、判読困難なものもあったため、1時間以上探しても見つけられなかったファイルには日付にコメ印を記している。

繊維用大麻の扱いについて、46年秋以降、「日誌」ではPHWと他の関係部局、特に「経済科学局（Economic and Scientific Section: ESS）」と「天然資源局（Natural Resource Section: NRS）」との会合が複数回持たれていたことが分かった。しかしこれは秋以降ではなく実際のところ、省庁横断的には46年年始からの検討事項であったことを推察させる資料もある。「麻薬事案」ファイルには、46年1月2日付、天然資源局漁業課の記録用「覚書」にロープ・漁網不足を想定して「国内ヘンプの栽培は、漁網とロープを製造する原料の決定的不足を緩和する大きな助けになるはずだ。また、同様の欠乏状態にある朝鮮や琉球へ輸出できる余剰分を産出することもできる」として、具体的な数値概算がなされていたことを発見した<sup>20)</sup>。

終戦直後から46年にかけての物資不足が、繊維用大麻の認可をめぐる基本的背景であったことは、多くの「覚書」から分かることである。他にも、「麻薬事案」にある経済科学局の覚書（46年11月26日）によると、天然資源局と同じく物資不足に言及して、PHWが主張する薬物問題も大切だが、同時に「日本の人口を養うという目的も同程度に重要」だとし、SCAPIN-130の全面施行のうち、繊維目的での栽培は二年間「保留」することが主張されていた<sup>21)</sup>。

46年に関係部局で交わされたのは、「麻薬原料としての大麻禁止」と「物資不足を念頭に置いた大麻繊維の認可」の駆け引きである。どの部局も戦中日本が国際条約に違反した「阿片大国」であったことを問題視し、大枠でPHWと麻薬取締官の主張は肯定されたが、他部局では漁網などの不足に対応する必要性が主張されていた。つまり「麻薬問題」と対置されたのは「物資不足」であり、「日誌」および「麻薬事案」等資料の解像度を高めても、大日本帝国が「神宮大麻」を国家神道の象徴として用いてい

た事実への賛否や、「大麻栽培と日本人の精神的伝統」を糾弾あるいは擁護しようとする、反証資料は見つけられなかった。

### 全面規制か一部認可か

繊維・物資不足を懸念する天然資源局や経済科学局と、麻薬問題を強調するPHWの麻薬取締官の間で協議がもたれたのは、46年11月から47年1月の期間であった。ここで留意しておきたいのは、物資不足を懸念する部局と麻薬問題を念頭に置くPHWは正反対の関係にあるのではなく、原則は部分合致していたということである。それは大麻が「麻薬の原料」であることは認め、「麻薬問題」に対応すべきとする原則の一致であった。しかし、日本の農家は大麻を単に繊維として栽培していたのだとし、「麻薬への流用」に注意しながら物資不足のために栽培を認めようとする前者の方針と、何よりも麻薬対策が重要だとする後者の方針は、合致しながら重視すべき点が違っていたのである。

46年11月21日と25日の「日誌」には、三者部課長の協議会開催が明記されている。出席者はPHWのスピーアトリオダン中佐（Lt. Col. Riordan）、経済科学局繊維課のウェッソン氏（Mr. Wesson）、天然資源局農業課のブルウェア中佐（Lt. Col. Boulware）である。協議に際して、農林省技官タキモト氏と農林省ムラタ課長への意見聴取があり、栃木県の麻試験場にも訪問していたと記される<sup>22)</sup>。

協議結果が少なくとも翌月には未決定だったことは明らかである。農林省担当官からPHWに「翌年の大麻作付けをどうすべきか」問い合わせがあったが、麻薬取締官は「関係部門から明確な決定がなされていない」と伝え、日本への回答は「経済科学局からのチェックシートを受領するまで保留されており、現在天然資源局で検討がなされている」とした（46年12月20日）<sup>23)</sup>。そして47年年始にPHWはサムス長

官名で、大麻栽培の協議について「栽培は認められなかった」とする PHW の決定を GHQ/SCAP 内へ送付した。以下は「麻薬事案」ファイル内にある記録用「覚書」の記述である。

やや長い5頁の「覚書」要点を整理すると、(1) PHW は麻栽培を認めるように、経済科学局から要請を受け、終戦中央連絡事務局も「麻栽培が禁止された場合、日本の農業や必須繊維の供給に深刻な影響を与えるため」認めるよう要請してきた。そして(2)「天然資源局および経済科学局の代表者との会議に続いて、日本側の担当者とも協議を行ってきた」のだが、結局のところ日本側担当者は(大麻栽培の許可)要請の一部を口頭で撤回するに至ったとされる。そして日本側担当者は大麻を苧麻など別の繊維作物に入れ替えることで代替し、亜麻等の輸入量を増やすことで対応可能だと認めたとする。

さらに重要なことに(3)「日本の麻薬不正使用は、長年のあいだ国際的な関心事」であり、現在芥子やココアの規制に注力している時節に、大麻栽培への監視指導を行うための人員を割くことは不合理であり、しかも「少なくとも一例として、進駐軍一名が日本で入手したマリファナを吸って、ぼんやりした状態(dazed condition)になっていた事案」もあるとする。したがって(4)「大麻の一部栽培を許可するプログラムによる危険性は、いくら強調しても過ぎることはない。大麻使用例が少ないものであったとしても、占領政策に対する危険性は大きい」のであり、農家は代替繊維を活用できるのだから、大麻栽培は認められないとした<sup>24)</sup>。

この「覚書」の翌日日付で、ほぼ同内容のものをスピアも記していたことが分かった。ただしスピアが記した翌日の「覚書」では踏み込んで、「占領軍が日本で入手したマリファナを吸った」事例は、未発見の事案を含めれば100件にもなるだろうと警告し、「大麻喫煙は不可避免的に強姦、殺人やその他の無法行為を招く」とすら指摘した<sup>25)</sup>。これはスピアが所属してき

た、連邦麻薬局による公式的見解の反芻と見て良いだろう。

ところが、この PHW の伝達は GHQ/SCAP の最終決定となる一步手前で頓挫したようである。47年1月21日、参謀本部の秘書官ハーディック中佐(Hardick, Lt. Col. Secretary, General Staff: おそらく後の陸軍准将 William Hardick)と、麻薬取締官、経済科学局の担当者が会談を行い、ハーディック中佐は物資不足および日本の農家は麻薬と知らずに大麻を栽培していたという文脈を擁護し、スピアは当然禁止を主張したとされる<sup>26)</sup>。

その後さらに会談がもたれ、最終的にスピアが妥協する形で十二の都道府県での栽培許可が認められたことが、1月30日付「日誌」より分かる。この会合が1月下旬に行われたことは確実だが詳細な会議録は確認できなかった。そして妥協された「大麻栽培」の認可は、急いで手書きの宅配便で日本側へ通達されることが推奨された<sup>27)</sup>。

### 結果とその後

結果として分かったことは、46年度中に PHW は日本側の衆院議員等を通じて陳情を受けていたが、麻薬取締官と PHW は47年1月上旬まで大麻栽培を許可しなかった。これは大麻が「麻薬の原料」とする米国連邦麻薬局の意向と合致するものであり、PHW は一貫して大麻栽培を拒絶した。

一方で、GHQ/SCAP 内での部局間折衝が PHW と「天然資源局」「経済科学局」の三者によってなされており、「天然資源局」と「経済科学局」が、統治に際する物資・食料危機を念頭におき、特に漁網不足を懸念して栽培を認めるよう PHW と交渉した。しかし PHW は拒否して麻薬規制を優先させようとしたが、参謀本部の仲介によって再度協議された。その結果として、47年1月末に三者が合意できる妥協点として、「大麻取締規則」の原案となる指

令 (SCAPIN-3032-A) の発出が認められたのである。

もちろん PHW は制約なしに大麻栽培を認めたわけではなく、限定的な大麻栽培は認めるが、それには「特別な監視 (Special surveillance)」が必要だと占領にあたる第八軍司令部へ念押しする文書を送付していた<sup>28)</sup>。そして SCAPIN-3032-A が通達されてから、PHW の麻薬取締官は部分栽培を認めることに異議を挟まず、認可された地域で厳正な栽培が行われているかを管理する記録を多く残していた。例えば、当初認められていた大分県の栽培は「10町歩しか割り当てられていないことについて、天然資源局農業課のブルウェア中佐に電話し、この面積では約 50 軒の農家でしかないの、大分県庁に管理目的のために人員と記録を配置することはできない」「大分県を除外するか、他県と栽培量を調整すべきである」などと、個別的な注文を付けている (47年3月10日)<sup>29)</sup>。

さらに、大麻の嗜好用途には特段の警戒を行っており、神戸でたった五本発見された大麻煙草について、陸軍犯罪捜査部とも連携する事案が生じたことを明記していた (47年6月7日)<sup>30)</sup>。大麻栽培に関しては、収穫量等を記した月報作成 (Marihuana Monthly Report) を日本側に義務付け、許可外で発見された大麻栽培には注意を払っていた。例えば、羽田空港の近隣で栽培禁止を知らずに作付けしていた農家に対し厳重注意 (逮捕はしていない) を行い、日本側に「日本の新聞に大麻の破棄処分を宣伝させ、大麻取締の指令に違反した者は起訴されることを記事にさせるよう」伝達した (47年7月12日)。本件はすぐ、読売新聞での「大麻栽培に戒告処分」記事として掲載されている<sup>31)</sup>。

そして、PHW は大麻に限らず麻薬全般の規制体制を整えようとし、厚生省に新しく「麻薬課」を設置させるため、薬務課長であった神谷秀夫を「麻薬課の設置準備担当者」として任命し、警察とは別個に司法権限が付与された「麻

薬取締部」の設置を企図した<sup>32)</sup>。これは現代的な「マトリ」創設に関する事項だが、本稿主題ではないため将来の別稿課題とする。

## 6. 整理と結語

ここまでの資料検討によって得られた知見を整理しよう。戦後日本の大麻規制は、確かに GHQ/SCAP によって移入されてきたものであり、人員の繋がりから言っても米国 FBN の捜査官から影響を受けていた。しかし大麻規制は米国側から見れば主題ではなく、まず「阿片帝国・日本」の問題が第一にあったのであり、大麻規制は付随的なものであった。

そして、繊維用栽培について日本側は陳情を行っていたが、PHW は一貫して拒否し、天然資源局と経済科学局が統治に際する物資不足を懸念して一部栽培を求めたのであった。この際、参謀本部が物資不足の意見を擁護していたことは興味深い。それというのも、一般に参謀本部は軍人中心のタカ派で強い統治を求める傾向にある部局だからである。

冷戦構造をにらんで、戦後の FBN が米国の覇権拡大に追随し、麻薬統制による各国干渉を通じて米国のヘゲモニーを拡大させようとしたことは、広く論じられてきた事柄である (Bewley-Taylor 1999) (Frydl 2013)。この際、比較的新興の部局であった FBN の地歩拡大と、米国政府の意図は一致しやすかった。そうすると同じく強硬な参謀本部が、どうして大麻栽培に限って言えば、社会福祉と民主化を重視した天然資源局と経済科学局の主張を擁護するような介入をしたのか、資料からは判然としない。

可能な推察はおそらく二方向であろう。第一に、穏当な推察として参謀本部も「物資不足」が統治に際して足枷になってはいけなさと懸念した可能性があり、第二に、もしかすると新興部局たる FBN に、麻薬に関する司法捜査の主

導権が握られることを牽制したのかもしれない。あるいは、参謀本部と経済科学局等の人間関係が影響した可能性もあるが、これらインフォーマルな事柄を公的資料から断定することは困難である。

そして日本側は、戸叶議員による陳情はあったものの PHW からは一蹴された形であり、厚生省等の官僚も大麻を「代替繊維」へ置き換えることに同意するなど、麻薬取締官に対して後退気味であったことがうかがえた。いずれにせよ、厚生省薬務課は戦中阿片問題を管轄する部署でありながら、かつて阿片の密売人役として多くのハームを産出してきた。その問題性が GHQ/SCAP より指摘され、戦後は占領当局の協力者へと転身し、後の「麻薬課」「麻薬取締部」設立へと舵をきったのである。そして戦後の「大麻取締規則」「大麻取締法」は、国内で具体的な「大麻問題」が生じたから制定されたのではなく、30年代から続く米国 FBN の「リーファー・マッドネス」(大麻の害を誇張したモラル・パニック)言説に直接媒介されて、移入されたものであったと評して良い。

これに対して現代日本で、GHQ/SCAP が大麻栽培を規制したのは押し付けだとする「大麻とナショナリズム」的な解釈は、一部は妥当しているものの問題もある。事実として GHQ/SCAP は「大麻の伝統」に関心を持っておらず、むしろ「阿片帝国・日本」を第一に考え、次に物資不足を緩和するという理由で大麻栽培を認めていた。そうすると、ナショナリズム言説の立ち位置は、まず「日本の伝統たる大麻」が、「あの神聖な神宮大麻」と結びついていた超国家主義の問題性に触れず、次に帝国日本の時期に阿片等の国策的密輸が常態化していたことを忘却することで可能となっているのである。これは、GHQ/SCAP が帝国日本の阿片問題へ対処しようとした際、副次的に大麻規制も移入してきたという事実を考えれば皮肉なことである。これらの理由によって、ナショナリズ

ムの言説は事実判断に偏りがあり価値判断としても問題がある。

そうすると、最初期の「日本版ヒッピー」運動を担ってきた「ボン」こと山田塊也が晩年に「神宮大麻ファシズム」と米国覇権主義の両方を批判して、「大麻が麻薬でも、神権の象徴でもなく、ただの雑草であるというリアリティに目覚めることだ。それは麻、ヘンプなのだ」と語っていた事柄に留意する必要がある<sup>33)</sup>。本稿が探索した資料群から言えば、山田の主張には妥当性がある。

最後に冒頭で記した批判的犯罪学の視座から見た解釈を記しておこう。批判的犯罪学と関連するドラッグ論のいくつかは、人権概念を基盤として「摘発によって生ずるハーム」を問題化してきた (Bone 2020) (Heidt & Wheeldon 2022)。一般に主流派の犯罪学や摘発当局は「ドラッグやドラッグ使用者により生ずる問題」を強調して、摘発の妥当性を肯定しようとする。これに対して批判的な議論は、まずドラッグ使用者が不均等な権力状況の中で悪役とされがちであり、「公共の敵」とされるか「可哀そうな被害者」のいずれにしても物言わぬ客体として扱われてきたことを問題とする。

例えば、K. マックリーンは、ヘロイン系薬物と関連して 80 年代レーガン政権時代には「有色人種のジャンキー」とされた「公共の敵」イメージが、2000 年代から徐々に「郊外の可哀そうな白人サッカーママが薬物の被害者となる」表象へ移行していったことを明証した (Mclean 2017)。これらはドラッグ使用者を劣位の差別対象とするか、哀れな没主体として置く物語である。

こうした「ドラッグ使用者」像の客体化を拒絶し、そもそも社会的ハームは不均等に生じていることを指摘しつつ、価値判断の基底に人権概念を置く議論はありえる。ドラッグから生ずるハームを認め、その上でケアを重視する場合なら「どうしてまず医療ではなく刑罰なのか」

が問題とされ、刑罰が医療や「社会復帰」の妨げになる可能性にも言及されるはずである<sup>34)</sup>。あるいは、筆者も為してきたように大麻規制は人種差別の文脈から生じ、ハームへの合理的判断が不十分なまま大麻喫煙が厳罰化されたのであって、喫煙者個人に懲役を与えること自体が社会正義に反するのではないかとする議論もありえる<sup>35)</sup>。欧米での大麻規制が変容しつつあるのは、こうした「ケアを重視する医療化」や、社会正義を重視する議論に加えて、経済的合理性と個人の自由を強調する「リバタリアン」言説が論争しつつも広く政党政治へ波及しているからである (Miller 2020)。

占領期の大麻規制はまず、往時の「リーファー・マッドネス」言説を背景に移入されたものであり、公衆衛生学としても社会正義としても臆断に由来する規制であったから問題があると言わざるを得ない。そして、日本ではかつて「リーファー・マッドネス」時代に移入され、その後ニクソンやレーガン米国大統領時代に上書きされてきた「ゲートウェイ・ドラッグ」言説など、共和党・保守派の大麻規制政策を、無自覚に模倣してきたのではないだろうか。

GHQ/SCAP の資料は丁寧な文書管理でもって、過去の法令制定に合理的な裏付けが無かったことを教えてくれる。しかし、帝国日本は降伏直前に公文書の多くを焼却し、戦後日本の官僚制は不十分な文書公開によって、現在まで続けられている大麻摘発にどういった論拠があるのかを経時的に検証することも困難とさせている。今は複数諸国で規制政策が変容しつつあるが、日本はいまだ終わらない冷戦期、そしてずっと続いてきた帝国日本の面影を現在まで抱き続けているのである。

### 本稿の分担

本稿の基礎的視座は山本 (2021) を元に山本と武田の間で共有された。そして武田が憲政資料室で「麻薬事案」ファイルを閲覧・邦訳して

から、二名で「日誌」や古書資料の調査をして、山本も単独で憲政資料室での調査を実施した。武田は「麻薬事案」の邦訳を行い、山本は「年次報告書」「週刊広報」「日誌」等の邦訳を担った。本稿の文章は全て山本が作成し、二名で文章検討を行った。

### 謝辞

大分大学医学部の杉田聡教授から、「週刊広報」ファイルおよび「日誌」の表題集を閲覧させてもらわなければ、本研究は不可能だった。杉田教授に謝辞を述べたい。

### 注

- 1) 厚労省監視指導・麻薬対策課が2021年に「大麻等の薬物対策のあり方検討会」を開催案内し、これを受けて2022年に「大麻規制検討小委員会」が開かれた。詳しい解釈と反論は、丸山泰弘の論説を参照すべし (丸山 2022)。
- 2) 1947年4月23日付「厚生農林省令第一号 大麻取締規則」『官報』(6080号)。
- 3) GHQ/SCAP, 1945/10/12, “Control of Narcotic Products and Records in Japan.” (国会図書館デジタルコレクション SCA-1 R2)。語句としてSCAPIN-130で大麻はMarijuanaと表記されているが、他の文書ではMarihuanaと記される場合が多い。筆者が見るところ戦前戦中はMarihuana表記が多く、戦後にMarijuana表記が併用されて、現代ではMarijuanaと綴られる (山本 2021: 27)。
- 4) 「ハーム」「社会的ハーム」などの概念は批判的犯罪学分野でしばしば用いられ、分類整理もなされてきた (Canning and Tombs 2021)。山口毅は、ハームを論ずる際どうしても規範性が付与されざるを得ないとして、ハームを規範的概念かつ権力性批判へと向かう概念として提起した (山口 2021)。
- 5) 薬としての用途は一部認められる。また文芸上の事例として、木々高太郎は1936年に公刊された『決闘の相手』(春秋社)に「印度大麻」という作品を記しており、本邦での大麻関連文学として最初期のものである。同作は良く知られるC. ボードレル『人口楽園』の大麻描写を参考にしたものと思われる (木々 1970)。

- 6) 大麻博物館は栽培禁止の指令を念頭に置き、栃木県国府村へ昭和天皇が訪問した事例を挙げて「GHQの命令に、心を痛めておられたのではないのでしょうか」とした(大麻博物館 2021: 204)。
- 7) 一般社団法人「伊勢麻」振興会は2015年に法人登記され、「日本古来の大麻」を振興することを一つの目的に皇學館理事長を代表理事、竹田恒泰を名誉顧問とした。
- 8) 杉田聡らの研究班は、複数の研究課題を通して、「週刊広報」「日誌」等のデータベース化を行ってきた。杉田聡ら、2009、「占領期の保健医療政策に関する考察——GHQ文書の電子ファイル化による時系列分析」(科学研究助成事業研究成果報告書、科研課題番号 19590513)。
- 9) GHQ/SCAP, 1947/02/11, “Cultivation of Marijuana (Cannabis Sativa L.) for Fiber Purposes.” (竹前栄治監修, 1997, 『GHQ指令「SCAPIN-A」総集成』エムティ出版, 第七巻, p.3679)。
- 10) 神谷秀夫は戦中「決戦下における育児問題」論考を著し、植物栽培の比喩を用いながら「大東亜」の子供を強く育成する「科学」を熱弁した厚生事務官であり、戦後すぐに薬務課長となった(神谷 1943)。里見卓郎は、朝鮮総督府の衛生試験所所員であったことは確実であり、神谷よりは控えめに「防空救護の心得」を記した(里見 1944)。ただ里見に関しては、戦後すぐ公職追放された同僚厚生技官の保見吉亮による回顧談に言及があることを古書資料から見つけた。ここでは戦中の「阿片問題」を取り扱った「各関係係官」は、「数日間外務省会議室で協議し、里見氏など朝鮮からの常連であった」とされ、地理的一致から里見卓郎であることが強く推察される(保見 1960: 238)。また里見は、厚生省麻薬課長として事務官の堀江二郎と共に「麻薬取締法解説」を著したが、堀江は1952年に大麻栽培免許の登録費を会計上不正な「穴埋め」として用いた人物である(里見・堀江 1948)(山本 2021: 195)。
- 11) そもそもアンスリンガーはPHWに直接書簡を送り、サムス局長宛てに日本で「厳格で十全な麻薬統制」(extremely strict and satisfactory narcotic control)を求めているのだから、FBNが占領政策と関連していることは明らかである(「麻薬事案」内の46年10月25日書簡)。GHQ/SCAP Records, PHW, Narcotic Affairs, #1 (1946-1948). (憲政資料室 PHW 01828-01830)。スピーア&アンスリンガー間の書簡として例えば、49年10月6日付文書にて報告が行われている。GHQ/SCAP Records, PHW, Narcotic Affairs, #2 (1949-1950). (憲政資料室 PHW 01830-01832)。
- 12) 本体となる「45-8年度版報告書」はいわば要約版として116頁が記され、本体への補論を含めたより詳細な220頁の「別冊」がある。本稿ではNLMの公式サイトから両方を閲覧し、執筆にあたっては「別冊」を参照した。他に「49年度版」「50年度版」「51-2年度版」が存在する。
- 13) GHQ/SCAP Records, PHW, *Weekly Bulletin*; 17-23 November 1946, p.7. (NLM 所蔵)。
- 14) GHQ/SCAP Records, PHW, *Weekly Bulletin*; 9-15 February 1947, p.4. (NLM 所蔵)。
- 15) 大麻取締規則と栽培認可について小森榮は自身のブログで「大麻取締法の生い立ちを考える」シリーズを記し、この中でSCAPIN-3203-Aに触れており訳文作成にあたって参考とした。(弁護士小森榮の薬物問題ノート, 2008年9月7日記事, [https://33765910.at.webry.info/200809/article\\_6.html](https://33765910.at.webry.info/200809/article_6.html); 2022年11月25日閲覧)。
- 16) 杉田聡ら、2015, 「占領軍公衆衛生福祉局と厚生省との協同・対立に関する考察——GHQ文書による検証」(科学研究助成事業研究成果報告書、科研課題番号 25460627)。
- 17) GHQ/SCAP Records, PHW, Narcotic Affairs, #1 (1946-1948). (憲政資料室 PHW 01828-01830)。
- 18) GHQ/SCAP Records, PHW, Daily Journal (16 October 1946-31 October 1946). (憲政資料室 PHW 00659-00663)。
- 19) GHQ/SCAP Records, PHW, Daily Journal (1 December 1946-15 December 1946). (憲政資料室 PHW 00671-00675)。
- 20) GHQ/SCAP Records, PHW, Narcotic Affairs, #1 (1946-1948). (憲政資料室 PHW 01828-01830)。
- 21) Ibid.
- 22) GHQ/SCAP Records, PHW, Daily Journal (16 November 1946-30 November 1946). (憲政資料室 PHW 00659-00663)。
- 23) GHQ/SCAP Records, PHW, Daily Journal (16 December 1946-31 December 1946). (憲政資料室 PHW 00675-00680)。
- 24) GHQ/SCAP Records, PHW, Narcotic Affairs, #1 (1946-1948). (憲政資料室 PHW 01828-01830)。1月2日付、サムス局長の記名が入っている。
- 25) Ibid. 1月3日付、スピーアの記名が入っている。
- 26) Ibid. 1月22日付の文書。ハーディック中佐について分かることは乏しいが、新聞計報欄には経

歴が一致し、退役時に准将であった同名人物が記されていた。Washington Post, 10 October 1981, "William Hardick, 72, Dies."

- 27) GHQ/SCAP Records, PHW, Daily Journal (16 January 1947-31 January 1947). (憲政資料室 PHW 00908-00914)。
- 28) GHQ/SCAP Records, PHW, Daily Journal (1 February 1947-15 February 1947). (憲政資料室 PHW 00914-00918)。これは「覚書」ではなく、第八軍司令部に宛てた「伝達 (To: Commander)」である。
- 29) GHQ/SCAP Records, PHW, Daily Journal (1 March 1947-15 March 1947). (憲政資料室 PHW 00922-00927)。
- 30) GHQ/SCAP Records, PHW, Daily Journal (1 June 1947-15 June 1947). (憲政資料室 PHW 00953-00958)。
- 31) GHQ/SCAP Records, PHW, Daily Journal (1 July 1947-15 July 1947). (憲政資料室 PHW 00964-00970)。また新聞記事1947年7月13日朝刊二面「大麻栽培に戒告処分」『読売新聞』。
- 32) GHQ/SCAP Records, PHW, Daily Journal (1 August 1947-15 August 1947). (憲政資料室 PHW 00975-00981)。47年衆参議会の複数「厚生委員会」(衆議院厚生委員会第三号や参議院厚生委員会第七号)でも、「麻薬統制主事」と関連して神谷秀夫の出席した議事録がある。
- 33) 山田塊也, 2005, 「神宮大麻ファシズム」『麻声民語 (HP)』 (<http://amanakuni.net/pon/mase-imo/index.html>: 2022年11月25日閲覧)
- 34) 2021年「使用罪」導入に反対した「大麻使用罪創設に反対する依存症関連団体・支援者ネットワーク」は、「レットテル貼りが、社会的排除と健康被害を拡大」させるとした。筆者(山本)は賛同署名を行ったが、同会の姿勢は現代日本における薬物関連当事者・支援者らの最大公約数的な合意点であっただろう。ただし「刑罰から医療へ」を訴える際、医療化は別のスティグマ産出やパターンリズムを招く可能性がある点には、留意する必要がある。
- 35) 現代米国の大麻規制と関連して「現代的な規制論者」は大麻から生ずるハームを強調する一方、刑罰によって生ずるハームは軽視しがちだとする議論がある (Heidt & Wheeldon 2022)。また平井秀幸は、「開放型刑務所」であっても厳しい処遇の刑務所であっても、刑罰による「拘禁による痛み」はそれぞれあると問題提起し、刑務所制度

だけに議論を限定せず、大きな社会の変化を主張した。筆者も特定の刑罰や刑務所制度だけに問題を還元してはならないという点に同意する (平井 2022)。

## 文献

- Becker, H. S., 1973, *Outsiders: Studies in the Sociology of Deviance*, The Free Press. (=2011, 村上直之訳, 『完訳アウトサイダーズ: ラベリング理論再考』現代人文社。)
- Bewley-Taylor, D. R., 1999, *The United States and International Drug Control: 1909-1997*, Cassel.
- Bone, M. L., 2020, *Human Rights and Drug Control: A New Perspective*, Routledge.
- Canning, V and Tombs, S., 2021, *From Social Harm to Zemiology: A Critical Introduction*, Routledge.
- 江口圭一, 1988, 『日中アヘン戦争』岩波書店。
- Friman, H. R., 2007, "The impact of the occupation on crime in Japan." In: M. E. Caprio and Y. Sugita, eds., *Democracy in Occupied Japan: The U.S. occupation and Japanese politics and society*, Routledge.
- Frydl, K. J., 2013, *The Drug Wars in America: 1940-1973*, Cambridge University Press.
- 福永文夫, 2014, 『日本占領史 1945-1952: 東京・ワシントン・沖縄』中央公論新社。
- Heidt, J and Wheeldon, J., "Data, Damn Lies, and Cannabis Policy: Reefer Madness and the Methodological Crimes of the New Prohibitionists," *Critical Criminology*, 30, pp.403-419.
- 平井秀幸, 2022, 「『ハーム』のない刑務所は可能か?: 『拘禁の痛み』を再考する」森岡正芳・東畑開人編『臨床心理学 心の治療を再考する』増刊 14, pp.90-99.
- 保見吉亮, 1960, 「大正から昭和前期の麻薬事情」久万楽也編『麻薬物語』井上書房。
- ジョン・グリーン, 2018, 「近代天皇制と大麻問題」高木博志編『近代天皇制と社会』思文閣。
- 神谷秀夫, 1943, 「決戦下における育児問題: 若いお母様方にあたふ」『公衆衛生』61(6), pp.32-41。
- 木々高太郎, 1970, 「印度大麻」『木々高太郎全集 1』朝日新聞社。
- 熊野直樹, 2020, 『麻薬の世紀: ドイツと東アジア 一八九八—一九五〇』東京大学出版会。



- 倉橋正直, 2005, 『日本の阿片戦略: 隠された国家犯罪』 共栄書房。
- , 2008, 『阿片帝国・日本』 共栄書房。
- 丸山泰弘, 2022, 「大麻使用罪創設の何が問題か」『修復的司法ジャーナル』 5, pp.10-15。
- McClean, M., 2017, “From “Junkies” to “Soccer Moms”: Newspaper Representations of Overdose, 1988-2014,” *Critical Criminology*, 25, pp.411-432.
- 道場親信, 2005 (2021), 『占領と平和: <戦後> という経験』 青土社。
- Miller, H. T., 2020, *Narrative Politics in Public Policy: Legalizing Cannabis*, Palgrave Macmillan.
- 三浦正行, 1995, 『PHW の戦後改革と現代: 健康分野での戦後 50 年を考える』 文理閣。
- Miyaji, T. Nagasawa, M. Yamaguchi, T. Tsutani, K., 2016, “Tackling the pharmaceutical frontier: regulation of cannabinoid-based medicines in postwar Japan,” *Cannabis and Cannabinoid Research*, 1(1), pp.31-37.
- Nobuko, G., 2013, *Seven Downs and Eight Ups: An Autobiography*, AutorHouse.
- PHW (Supreme Commander for the Allied Powers. Public Health and Welfare Section.) 1948, *Public Health and Welfare in Japan*, 1945-48 Annex. (NLM 所蔵)。
- , 1949, *Public Health and Welfare in Japan*, Annual Summary 1949 (vol.1). (NLM 所蔵)。
- Sams, C. F., 1998, “Medic”: *The Mission of an American Military Doctor in Occupied Japan and Wartorn Korea*. edited, with introduction and notes, by Z. Zakarian, M. E. Sharp. (= 1986, 竹前栄治編訳, 『DDT 革命: 占領期の医療福祉政策を回想する』 岩波書店)。
- 佐久間裕美子, 2019, 『真面目にマリファナの話をしよう』 文藝春秋。
- 里見卓郎, 1944, 「防空救護の心得: 北九州空襲の體説から」『国民総力』 6(22), pp.9-10。
- 里見卓郎・堀江二郎, 1948, 『麻薬取締法解説』 新世界通信社。
- 杉田聡, 2006, 「占領期の GHQ/SCAP/PHW (連合軍総司令部公衆衛生福祉部) 文書を用いた現在の保健医療制度の源流を探る研究」『生存科学 A』 17, pp.77-80。
- , 2013, 「占領期の保健医療政策に関する考察——GHQ 文書内の相互リンク化による検証」(科学研究助成事業研究成果報告書, 科研課題番号 22590476)。
- 杉山章子, 1995, 『占領期の医療改革』 勁草書房。
- 竹内甲子二, 1946, 『麻薬取締規則解説: 附麻薬取締規則質疑と回答』 東京都薬剤師会。
- 田中誠二・杉田聡・丸井英二, 2009, 「戦後占領期におけるマリア流行の 2 類型」『日衛史』 64, pp.3-13.
- 田中誠二・杉田聡・丸井英二, 2014, 「昭和 21 年の天然痘流行と対策に関する考察」『日本医史学雑誌』 60(3), pp.247-259.
- 大麻博物館, 2021, 『日本人のための大麻の教科書: 「古くて新しい農作物」の再発見』 イースト・プレス。
- 竹前栄治, 1992, 『占領戦後史』 岩波書店。
- 山口毅, 2021, 「犯罪定義の批判的検討: 離脱すべき『犯罪』は自明か」岡邊健編, 『犯罪・非行からの離脱』 ちとせプレス。
- 山本奈生, 2021, 『大麻の社会学』 青弓社。
- Valentine, D., 2006, *The Strength of the Wolf: The Secret History of America's War on Drugs*, Verso.

(やまもと なお)

佛教大学社会学部准教授)

(たけだ あつし)

京都大学大学院人間・環境学研究所  
修士課程修了)